

すまサポ

日頃の暮らしに 安心を。

住まいのリスクを しっかりサポート!

火災 保険

「すまサポ」は、
火災・爆発・盗難などの事故が
起こった時、ご本人様の家財の補償に加え、
家主さんや第三者への賠償責任もセットにした
賃貸生活に大きな安心を与える保険です。

災害や賠償責任にも 安心の保険付!!

家財保障 借戸室内に収容される被保険者所有の家財が、次の1から10までの事故によって
損害を被った場合に、家財保険金を支払います。



1 火災

失火やもらい火など



2 落雷



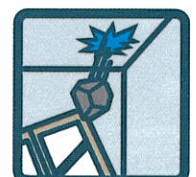
3 破裂・爆発

ガス爆発など



**4 風災・雪災・
雹災(ひょう)※1**

台風・豪雪など
※1: 自己負担額5千円(注)
(注)損害の額が20万円以上になった場合
には、自己負担額を適用しません。



**5 落下・飛来・
衝突・倒壊**

建物外部からの物体
による



6 水濡れ

給排水設備の事故
または他人の戸室で
生じた事故による水濡れ



7 騒乱・労働争議

暴力行為・破壊行為



8 盗難※2

窃盗・強盗など

※2: 現金の盗難は20万円限度、預貯金証
書の盗難は200万円限度。貴金属・宝石・1
美術品等の盗難は個または1組につき、30
万円限度、1回の事故につき100万円限度



9 水災※3

床上浸水など

※3: 家財保険金額の10%が限度



10 破損・汚損※4

※4: 1~9以外の不測かつ突発的な
事故で1回の事故につき50万円限度
*自己負担額3万円

賠償責任保障

※借戸室が「サービス付き高齢者住宅」である場合には、借戸室内においてレンタルしている福祉用具(介護ベッド、歩行器等)も家財として保障します。

■入居者賠償責任保障

火災・爆発・水漏れなどで借戸室を
損壊させてしまい、大家さんに対する
法律上の損害賠償が生じた場合



■個人賠償責任保障

次の①②に該当する事故により、他人の身体の障害または
財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負う場合

① 借戸室の使用または管理に起因する事故
② 被保険者の日常生活に起因する事故 被保険者: 保険の保障を受けられる方



お部屋の修理費用を保障

- 修理費用(特定設備等修理費用)
- ドアロック交換費用
- 凍結再発防止費用
- 死亡による修理費用
- 遺品整理費用

事故の際、必要な各種費用を保障

- 地震災害費用
- 残存物取片づけ費用
- 臨時宿泊費用
- 失火見舞費用
- 被災転居費用

●家財の損害額は再調達価額の基準で損害額をお支払しますので、万一の場合でも損害保険金で同等の家財が購入できます。
(※ただし貴金属等は時価額で評価します)

■このパンフレットはお部屋の保険ワイドの概要を説明したものです。詳細は取り扱い代理店または東京海上ミレア少額短期保険株式会社までお問い合わせください。保険の詳細い
内容は、入居に際してお渡しする「火災保険のご案内」にてご確認ください。

■このパンフレットに記載している、お部屋の保険ワイド以外の各種サポート、サービスの内容は、東京海上ミレア少額短期保険が提供するお部屋の保険ワイドの付帯サービスではあ
りません。